



# あした みやまへの未来



## 「特別自治市」実現への取り組み、 ご存じですか？

制度の内容を市民の皆さんに十分に  
周知することが重要です。

「特別自治市」制度は、川崎市が神奈川県から独立する制度です。川崎市が県の機能をすべて（広域犯罪の対応等を除く）持ち、県税もすべて徴収する制度です。

「政令指定都市（以下、指定都市）」である川崎市は、県の関与を必要とせず、すでに住民サービスに直結する事務（権限）のほとんどを担っています。

ところが、市民の行政ニーズが多様化し、きめ細かい行政サービスを的確に提供するためには、川崎市の自前の財源と川崎市の行政権限の双方をより充実させる制度改革が喫緊の課題となっています。

県との「二重行政」をなくし、市域での市民サービスの事務権限を一元的に担えるようになることで、事務や窓口が一本化され、手続きが簡素化するなど、市民サービスの向上が図られるからです。

2021年11月10日に川崎市も参加している指定都市市長会の「多様な大都市制度実現プロジェクト」最終報告で「特別自治市」実現にむけての制度概要や法制化案などの提言がまとめられました。次いで15日に「特別自治市」への法制化にむけ、議論を加速するように国に求める提言を採択しました。

### 「二重行政」とは何か？

「特別自治市」では、県との二重行政がなくなり、市域での市民サービスの事務権限を一元的に担えるようになります。

「二重行政」を3つに類型化して、象徴的な事例をいくつか具体的に示してみます。

- ①重複型（川崎市と県が同一の公共施設を整備したり、同一の施策を実施している。）
  - 市営住宅と県営住宅の整備、管理の一元化。
  - 公園と県立公園の整備、維持管理の一元化。
  - 地域雇用対策。
  - 地球温暖化対策や公害防止対策。
- ②分担型（同一または類似の行政分野で川崎市と県で事務・権限が分断されている。）
  - 県道の認定は県、県道の整備・管理は市。
  - 保育園の認可権限は市、幼稚園の認可権限は県（保育園と幼稚園との複合的な子ども支援施策が可能となります。例えば、必要であれば0歳から2歳児までは保育園で、3歳児以上は幼稚園でといったすみわけも可能となります。）
  - 高等学校、特別支援学校の設置。教育委員会の設置。（小中学校の教職員の任命や学級編成基準さらに教職員の給与負担および定数の設定の権限は市にあります。高等学校や特別支援学校をふくめ、市の実情にあわせた総合的な教育行政の実施が可能となります。）
  - 交通安全について、交通安全対策は市、信号機または道路標識等の設置による交通規制は県の権限。（市の安全対策と交通規制が一体的に対応できます。信号や横断歩道の設置が柔軟になります。）
- ③関与型（川崎市の事務処理に県の関与等が存在、県が介入することで調整に時間を要する。）
  - 都市計画決定の権限は市、都市計画事業の認可は県。

### 今までは川崎市民は、 県税で損をし続けるのです。

「特別自治市」では、事務権限と合わせて応分の税源が確保できるようになります。権限と財源の統一です。

「指定都市」である川崎市は地方自治法に基づき県に代わって行っている事務のほか、個別法（地域保健法や道路法など）に基づく事務も行っています。例えば、保健所や児童相談所の運営、県道や特定区間を除く国道の整備管理（各区道路公園センター）の仕事などです。これら一連の事務を「大都市特例事務」といいます。

ところが、「大都市特例事務」に必要な一般財源のうち、税制（財源）上の措置がされているのは2割にも満たないのです。市の自前の財源を持ち出して「県の仕事」を行っている実態があるのです。令和3年度当初予算の見込みでは、195億円もの持ち出しとなります。

### 市域から徴収された県税収額に対する県支出金額の割合

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
市域から徴収された県税額（百万円）	206,870	214,957	221,895	190,327	190,327
市への支出金割合	27.7%	25.3%	44.5%	34.6%	35.8%

（川崎市財政局のデータを元に加工）

その一方で、表のように市域から徴収された県税のうち川崎市への支出金割合（還元率）は35%程度です。

つまり、川崎市民の負担する市税で「大都市特例事務」は行われ、本来川崎市域に還元されるはずの「県税」は川崎市以外の地域に使われているのです。

「特別自治市」になると川崎市域の市と県の税収が一本化でき、100%市民サービスへ還元できるようになるのです。

今回は「特別自治市」制度について報告いたしました。紙面の関係でお伝えしきれない内容がまだまだたくさんありますことをご理解願えればと存じます。

これからも適宜、情報提供をして参ります。

川崎市議会は、3月18日に早期の実現に向けて国に「決議文」を送付しました。効率的かつ機動的な大都市経営を可能とする「特別自治市」の実現に向けて尽力して参る決意です。

## Column 斬

### 有馬・東有馬地区での運行実験から10年 コミュニティバスは走らないが、 鷺沼駅前広場の再開発は進行中

2009年3月と2012年2月に実施された有馬・東有馬地区のコミュニティバス運行実験から10年が経ちました。「坂の多い同地区で、老後の幸せを支える」と期待された移動の手段が実現するはずでした。この間、宮前区の高齢化率も13.5%から21.3%へと大きく変化しました。

#### 「鷺沼駅前広場」の再開発の決意へ

コミュニティバスの実現に向けて、協議会のメンバーとともに、実際に地域を歩いて路線案を組み立てたことを昨日のように思い出します。バス停の設置について、町会長、自治会長自らがバス停予定地の付近住民を一軒一軒訪ねて協力を取り付けて歩いたものでした。しかし残念なことに、地域のニーズと採算性を加味した「協議会案」は「路線が長い」とされ、短縮路線として採算性の取れない「行政案」にとって代えられ、結局は周知期間も不十分なままでの運行実験となりました。

市の運行実験の総括は、①採算が取れない、②鷺沼駅前広場に新たなバスペイを新設するスペースがない、というもので、到底納得できないものでした。とくに「鷺沼駅前広場に新たなバスペイを新設するスペースがない」との指摘は、実験を行う前から自明のことで、わざわざ運行断念の理由にするなど、市民の努力を無に帰するものでした。

このときの理不尽さが、私に鷺沼駅前再整備の実現を決意させた原点です。その後、東急との包括連携協定を経て「鷺沼駅周辺再編整備」事業につながることができました。なんとしても鷺沼駅前広場をコミュニティ交通のハブにして、宮前区の交通環境の向上につなげたいと願っています。

現行の「鷺沼駅周辺再編整備」事業では、「駅アクセスに向けた取り組み」が大きな目標の柱となっています。幹線路線バスの再編とコミュニティ交通の実現をたし「老後の幸せを支える」移動の手段を整備したいのです。



#### かつては「交通空白地域」との定義がありました

駅を中心に半径750メートル、バス停留所を中心に半径300メートルの円を描いて、重ならない部分が「空白地域」と定義されていました。市内で56か所、宮前区内で12か所、有馬3丁目と9丁目、東有馬5丁目などが該当地域でした。

この空白地域を公共バスなどでカバーするのが当初の市の方針でした。2004年夏、市からこの「交通空白地域」についての意見を求められたのが発端になって、有馬、東有馬地区の町会と自治会が中心になり、川崎市で初の「コミュニティバス導入協議会」が発足したのです。

#### 「コミュニティ交通導入の手引き」の登場で停滞

2003年度に「交通空白地域」であった白幡台地区と南生田地区において、川崎市が市バスと東急バスを活用した実験を試行し、思わしくない結果となったことを契機にして、市の方針が突然変わりました。

運行について、採算の基準と公費の助成等の考え方が示されない中で、「地域主体の取り組みを支援する」として「地域協議会」を立ち上げさせ、素人に計画を作らせるという珍妙な仕組みが2007年に「手引き」で示されたのです。

市民が真剣に取り組みむほど、徒労感にさいなまれるだけで、ほとんど「実現をさせないため」と勘ぐりたくなる不毛の「手引き」です。

議会でもこの10年来、「手引き」の見直しを求めてき

ましたが、かたくなに改善を拒み続けているのが川崎市当局でした。

### おだかつひさ（織田 勝久）プロフィール

- ◆1961年8月 幸区生まれ。駒場東邦高校、中央大学 法学部卒業（地方自治、都市政策専攻）
- ◆国会議員秘書を経て、2003年川崎市議会議員初当選。現在5期目。市議会総務委員会委員長、健康福祉委員会委員長、議会運営委員会副委員長、議会運営検討協議会および市議会政策担当者会議メンバー、市監査委員等を歴任。みらい川崎市議団元団長。現在、まちづくり委員会委員。2021年5月第44代市議会副議長に就任。
- ◆ボーイスカウト川崎第54団副育成会長、宮前区少年野球連盟顧問、原水禁川崎市連事務局長。
- ◆尊敬する人物/ケネディ元アメリカ大統領
- ◆好きな作家/司馬遼太郎、宮城谷昌光（時代の変革期の人間模様に関心）
- ◆好きな言葉/知行合一  
嫌を避くる者は、皆内足らざるなり
- ◆妻、二男（28才と23才）の4人家族。長男は結婚して独立。有馬在住。



おだかつひさ

代表



〒216-0003  
川崎市宮前区有馬6-6-1  
五十嵐ハイツ102号  
TEL/FAX 044-856-5456

### おだかつひさ事務所

